

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-①)

政策分野名 【施策名】	国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保				
政策の概要 【施策の概要】	食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	当初予算(a)	8,632	8,353	8,438	8,895
	補正予算(b)	0	0	0	
	繰越し等(c)	56	0		
	合計(a+b+c)	8,688	8,353		
執行額(百万円)	8,351	8,039			
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画	平成27年3月31日 閣議決定		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	

- ※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。
- ※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。
- ※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化									
目標①【達成すべき目標】	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の有害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合を増加させる(微生物)。									
測定指標	ア カドミウム(注2)の推定摂取量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標- 計算分類
		-年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
		7 µg/kg体重/週 (耐容摂取量)	2.5 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	耐容摂取量未満	A	S=-直
	年度ごとの目標値		耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満			
把握の方法	食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注3)									
達成度合いの判定方法	厚生労働省が実施しているトータルダイエツスタディのデータ等を用いて、有害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))									
備考	-									
測定指標	イ ダイオキシソ類(注4)の推定摂取量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標- 計算分類
		-年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
		4pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)	2.2 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	2.1 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	耐容摂取量未満	A	S=-直
	年度ごとの目標値		耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満			
把握の方法	(1)日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) (2)魚介類中のダイオキシソ類濃度:水産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省) (3)畜産物中のダイオキシソ類濃度:畜産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省) (4)農産物中のダイオキシソ類濃度:農産物中のダイオキシソ類含有実態調査結果(農林水産省) ※食品からのダイオキシソ類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシソ類摂取のうち、魚介類の寄与は約9割と推定。									
達成度合いの判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、有害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))									
備考	-									

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
ウ 肉用鶏農場における食中毒菌 に対する衛生管理の実施割合 (達成度合い)	78%	-	-	-	-	87% (A:129%)	90%	A	S↑-差
年度ごとの目標値	/	-	-	-	85%	87%	/		
把握の方法	農林水産省消費・安全局が行う、肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査によって実施割合を把握。								
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
備考	-								
目標②【達成すべき目標】	生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化								
測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
ア (農産)GAP認証(注9)取得経営 体数 (達成度合い)	4,500 経営体	-	-	-	4,700 経営体 (C:20%)	5,300 経営体 (C:19%)	13,500 経営体	C	S↑-差
年度ごとの目標値	/	-	-	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体	/		
把握の方法	農林水産省生産局調べ:GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP(注10)の運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り								
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
備考	-								
測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
イ (畜産)GAP認証取得経営体数 (達成度合い)	-	-	-	-	80 経営体 (C:14%)	1,150 経営体	C	S↑-差	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	565 経営体	1,033 経営体			/
把握の方法	農林水産省生産局調べ:畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り								
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
備考	-								
測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
ウ 食品製造事業者における HACCP(注11)に沿った衛生管理 を実施している事業者の割合 (達成度合い)	29%	-	-	34% (A':500%)	49% (A':182%)	80%	A'	S↑-差	
年度ごとの目標値	/	-	-	30%	40%	50%			/
把握の方法	「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(農林水産省食料産業局)を実施して、導入率を把握する。								
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値(28年度))/(当該年度の目標値-基準値(28年度))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
備考	-								

施策(2)	食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保									
目標①【達成すべき目標】	食品表示の遵守状況の確実な改善									
測定指標	ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度から27年度までの平均	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	2%	0.6% (A:おおむね有効)	0.6% (A:おおむね有効)	0.4% (A:おおむね有効)	0.4% (A:おおむね有効)		1.0%以下	A	F↓－直	
	年度ごとの目標値		10%以下	1.8%以下	1.6%以下	1.4%以下	1.2%以下			
把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を消費・安全局が集計して把握。									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考	－									
測定指標	イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度から27年度までの平均	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	5%	2.3% (A:おおむね有効)	2% (A:おおむね有効)	1.5% (A:おおむね有効)	1.8% (A:おおむね有効)		1.0%以下	A	F↓－直	
	年度ごとの目標値		10%以下	4.2%以下	3.4%以下	2.6%以下	1.8%以下			
把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を消費・安全局が集計して把握。									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	食品トレーサビリティの取組の拡大									
測定指標	ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
	70%	73.6% (A':360%)	72.4% (A:120%)	67.0% (C:-100%)	62.8% (C:-180%)		75%	C	S↑－差	
	年度ごとの目標値		71%	72%	73%	74%	75%			
把握の方法	農林水産省統計部:農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。									
達成度合いの判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
	44%	42.6% (C:-140%)	44.5% (C:25%)	41.0% (C:-100%)	35.7% (C:-208%)		50%	C	S↑－差	
	年度ごとの目標値		45%	46%	47%	48%	50%			
把握の方法	農林水産省統計部:農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査による。									
達成度合いの判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 「④進展が大きくない」</p> <p>(判断根拠) 政策分野①「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」について、評価可能な測定指標数10個について、「A'」が1個、「A」が5個、「B」が0個、「C」が4個となっており、「A'」、「A」及び「B」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下」又は「C」が半数以上、かつ、主要な指標のうち「A'」、「A」及び「B」が4分の1以下」に該当しないことから、「④進展が大きくない」と判定した。</p>
	<p>測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】</p>	<p>【(1)②ア】(農産)GAP認証取得経営体数 1) 外部要因 GAP認証が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準を満たす要件の一つとなったこと等により、平成29年度から認証取得の拡大が急激に進んだ結果、審査会社において新規審査に十分対応できない状況が発生している。</p> <p>2) 内部要因 GAPの実施、認証取得に当たっては、都道府県が行うGAP指導員の育成、指導活動の実施、認証取得支援等の取組を行っており、新規審査件数は順調に増加しているものの、①個々の取組や経費負担が軽減される団体認証を推進しているところであるが、産地の合意形成が進まず、団体での認証取得が進まなかったこと、②高齢化による離農、③認証継続にメリットを感じない等の理由により認証を継続しなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。</p> <p>3) 総合的な要因 以上のとおり、審査会社の状況、団体認証の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。</p> <p>【(1)②イ】(畜産)GAP認証取得経営体数 1) 外部要因 豚流行性下痢(PED)や豚コレラの発生、鳥インフルエンザの侵入防止等のため、畜種や時期により、農家へのGAP構築指導やGAP認証審査が延期されるなどの状況が発生している。</p> <p>2) 内部要因 畜産GAPについては、平成29年3月31日に基準書が策定・公表され、指導員・審査員の育成と併行して認証取得の拡大を推進してきたところ、①認証取得のメリットが十分に浸透せず認証取得が伸び悩んだこと、②このため、指導員・審査員が経験を積む機会が限られ、個別認証に向けた指導・審査が効率的・効果的に進まなかったこと、③さらに、指導・審査の実績が求められる団体認証に必要な指導員・審査員の育成が遅れ、団体認証の推進ができなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。</p> <p>3) 総合的な要因 以上のとおり、家畜衛生上の配慮や、指導員・審査員の育成に必要な畜産GAPの取組を希望する農家の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。</p> <p>【(1)②ウ】食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合は、49%となり、達成度合いが182%、「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。</p> <p>1) 外部要因 平成30年6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことにより、これまでの任意の取組みが、義務となることが周知され、導入が進んだものと考えられる。</p> <p>2) 内部要因 HACCPに沿った衛生管理を実施するため、食品・業態ごとの手引書の作成や47都道府県での研修会の実施等を支援したことにより、これまで導入率が低かった中小事業者、小規模事業者にも導入が進んだものと考えられる。</p> <p>3) 総合的な要因 以上のとおり、1)の外部要因と2)の内部要因が相まって、HACCPに沿った衛生管理の導入率が向上したのと考えられる。</p> <p>【(2)②ア】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率については、62.8%で、達成度合いが-180%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。</p> <p>1) 外部要因 特になし。</p> <p>2) 内部要因 特になし。</p> <p>3) 総合的な要因 食品トレーサビリティ制度の推進を図るため、平成30年度においては全国の地方農政局等(北海道、東北、東海、近畿、九州の5局)を通じ、JA等生産者団体への訪問や生産者団体のイベント等を活用し、トレーサビリティを推進するリーフレット等の配布(約800部)を行い、出荷記録の保存の取組率向上に向けた普及活動を実施したが、必ずしも十分な範囲に働きかけることができなかった。</p> <p>【(2)②イ】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率については、35.7%で、達成度合いが-208%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。</p> <p>1) 外部要因 特になし。</p> <p>2) 内部要因 特になし。</p> <p>3) 総合的な要因 食品トレーサビリティ制度の推進を図るため、平成30年度においては全国の全ての地方農政局等を通じ、食品事業者が集まる説明会等を活用し、リーフレット等を配布(約3.5万部)する取組を実施した。しかしながら、説明会等には、中小事業者の参加が少ない傾向にあり、食品トレーサビリティの取組率の向上に直接的に結びつけることができなかった。</p>

評価結果

次期目標等への 反映の方向性	<p>【(1)②ア】(農産)GAP認証取得経営体数 平成31年3月から①GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者に「GAPパートナー」として協力を依頼するとともに、②実需者が認証取得を要望する産地を重点推進産地に設定して集中的な指導、③GAP認証取得意向産地等の要望を踏まえた実需者とのマッチングを図り、農業者の新規認証及び認証継続の意欲喚起、④平成30年から審査員育成の支援、⑤農林水産省策定の農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに準拠した都道府県GAP(平成31年3月末時点:12,259経営体)に取り組んでいる農業者に対し、GAP認証へのステップアップの促進等を実施しており、設定している次年度目標の達成に向けて取組を進めているところ。</p> <p>【(1)②イ】(畜産)GAP認証取得経営体数 ①認証取得者へのアンケート調査による認証取得のメリットの周知、②平成30年12月から団体認証に向けた指導員・審査員の育成による団体認証の推進、③平成31年4月から畜産GAP認証取得に必要なとなる工程管理効率化のためのICTシステム導入支援等を実施しており、設定している令和2年度の目標達成に向けて取組を進めているところ。</p> <p>【(1)②ウ】食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 HACCPに沿った衛生管理に対応した食品・業態ごとの手引書の作成や47都道府県での研修会の実施等の支援を継続して実施し、導入率の低い小規模事業者(22%)を底上げすることにより、事業者全体の導入率が向上するよう、設定した目標達成に向けて、取り組みを引き続き推進する。</p> <p>【(2)②ア】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 モニター調査の結果を見ると、出荷記録の全部又は一部を保存していないとする回答者の44.8%は、その理由を「出荷先が保存しているため」としている。 現在は、生産者が出荷記録をすべて手元に保存している場合に限りトレーサビリティに取り組んでいると評価しているが、生産者が常時、同一の出荷先に出荷している場合などは、生産者の手元に記録がなくとも食品事故の際、流通ルートの確認は可能と考えられる。 このため、出荷記録の保存実態について分析を行い、流通ルートの確認が可能かという観点からトレーサビリティに取り組んでいると認めるべき範囲を明らかにするとともに、そのような場合が的確に把握できるようモニター調査の質問内容を見直すこととした。</p> <p>【(2)②イ】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 食品衛生法の改正により、原則としてすべての事業者に対しHACCPによる衛生管理が義務付けられた。このような中、流通加工業者においては、HACCP導入に向けた準備が始まっており、内部トレーサビリティの取組率を引き上げていくためには、この機会を活かし、HACCP導入と一体でトレーサビリティの実施を働きかけることが有効である。 このため、現在、食品事業者や学識経験者からなる検討会を設置し、HACCPと合わせた内部トレーサビリティ導入の参考となるよう、モデル的取組の具体化を進めている。今後事業者団体等が、HACCP導入の参考資料を作成し、研修等を実施する際、合わせて内部トレーサビリティの実施も促していくこととなるよう、検討成果の提供等を通じ、事業者団体等へ働きかけていきたい。</p>
	<p><GAP認証取得経営体数> ・認証を継続されなかった方の声を聴いて今後の取組に生かしてはどうか。(天野委員) ・畜産は日々の経営が大変であり、余裕がない中でGAPを取得するというのは難しい。まずは労働環境の改善、休みが取れるような状況を整備すべきではないか。(山崎委員) ・販売先からGAPの取得は必要ないと聞いて取得していない農家もいる。(山崎委員)</p> <p>※令和元年農林水産省政策評価第三者委員会(令和元年7月25日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向」にまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載していますので、ご参照ください。 (http://www.maff.go.jp/assess/r1/pdf/iken1.pdf)</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	<p><GAP認証取得経営体数> ・認証を継続されなかった方の声を聴いて今後の取組に生かしてはどうか。(天野委員) ・畜産は日々の経営が大変であり、余裕がない中でGAPを取得するというのは難しい。まずは労働環境の改善、休みが取れるような状況を整備すべきではないか。(山崎委員) ・販売先からGAPの取得は必要ないと聞いて取得していない農家もいる。(山崎委員)</p> <p>※令和元年農林水産省政策評価第三者委員会(令和元年7月25日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向」にまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載していますので、ご参照ください。 (http://www.maff.go.jp/assess/r1/pdf/iken1.pdf)</p>
---------------------	---

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	—
-------------------------------	---

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	<p>・令和元年6月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおいて対象となった「有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費(0005)」について、「技術の進展に応じた知見と能力の向上はもとより、社会が求める分析等の水準の維持のため、国際的な分業・役割分担を進めながら、中長期の視点で、人材育成等に取り組んでいくべきであり、必要な予算の手立ても検討していくべきである。」等の指摘がされた。これを受け、令和2年度予算概算要求において、分析機関の人材育成の観点から、新たに対応が必要な有害化学物質や微生物について、汚染実態調査に必要な新たな分析法の導入を支援するための予算を要求する。</p> <p>令和2年度予算概算要求において、以下について要求を行う。 ・GAP認証審査の新規参入、団体認証取得により産地リスクを分析評価し低減する取組等を支援する「持続的生産強化対策事業(拡充)(新31-0007)」を要求する。</p> <p>・食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合の向上を促進するため、引き続き「食品の品質・安全管理サポート事業(拡充)(新31-0002)」を要求する。</p> <p>・生産者における出荷記録の保存やHACCPと合わせた入出荷記録の保存等を推進するため、令和元年度に引き続き、フードチェーンを通じたトレーサビリティの取組拡大を行う「産地表示適正化推進事業委託費(継続)(0006)」を要求する。</p>
	税制	—
	その他 (法令、組織、定員等)	<p>・出荷記録の保存実態について分析を行い、流通ルートの確認が可能かという観点からトレーサビリティに取り組んでいると認めるべき範囲を明らかにするとともに、そのような場合が的確に把握できるようモニター調査の質問内容を見直す。</p>

担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政・食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、基準認証室)、生産局農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---	----------	--------